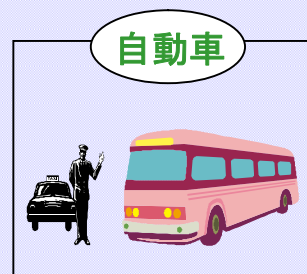
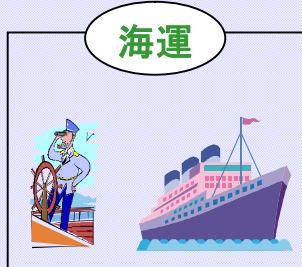
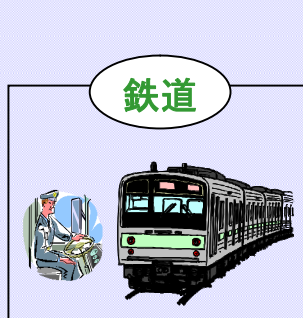
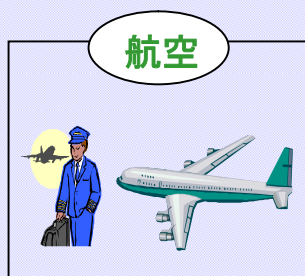


運輸安全マネジメント評価

・・・ 輸送の安全の確保に関する新たな制度の概要について ・・・



○ 平成18年10月1日より、陸・海・空の運輸事業者に対し、輸送の安全の確保に関する義務付けが強化されます。

○ 具体的には、
今般改正された運輸関係事業法により、陸・海・空の運輸事業者共通に、

- ・輸送の安全性の向上の取組
- ・安全管理規程の作成及び届出
- ・安全統括管理者の選任及び届出

等が義務付けられます。

○ また、これに対応して、安全管理規程に記載された事業者の安全管理体制の運用状況を国が確認する「運輸安全マネジメント評価」等が行われます。

I 運輸事業者の皆様へ

運輸事業におけるサービスの基本は輸送の安全の確保です。

今般の制度改正により、輸送安全についての不断の取組みが規定され、さらに、安全管理規程に係る制度等がスタートします。

この安全管理規程に基づき新たに構築される安全管理体制については、運輸事業に携わる皆様が、その意義・効果を十分に理解し、自ら積極的に取り組むことで初めて、安全の取組みのスパイラルアップにつながります。

国としても、運輸安全マネジメント評価等により安全管理体制の運用状態を確認し、取組みを一層進めるための助言等を通じて、事業者の皆さんと共に、より効果的な手法等を共に考え、安全に向けた取組みの深度化を目指して行きます。

国土交通省大臣官房運輸安全政策審議官

杉山 篤史

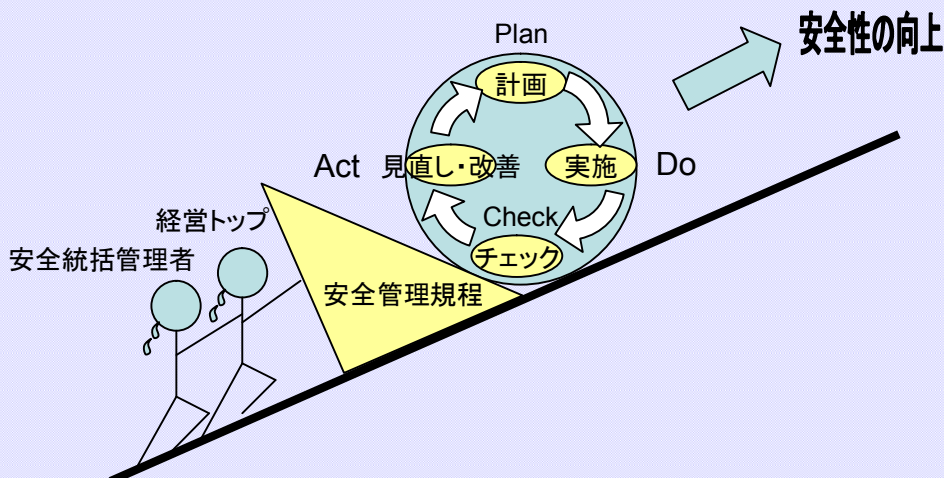
II 輸送の安全の確保に関する新たな制度の概要

1 安全管理規程の作成・届出の義務付け

(1) 「安全管理規程」とは、運輸事業者において、輸送の安全を確保するために遵守すべき輸送の安全を確保するための事業の運営の方針、事業の実施及びその管理の体制、事業の実施及びその管理の方法等に関する事項を定めるものであり、運輸事業者に作成が義務付けられます。(義務付け対象事業者については3参照)

(2) 安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を図ることを目的としており、図のようなPDCAサイクル(輸送の安全に関する方針等の策定、実行、チェック、改善のサイクル)を経営トップ主導で適切に機能させ、輸送の安全のための取組を継続して向上させることが求められます。これにより、事業者内部全体に安全風土、安全文化が構築・定着し、安全最優先の原則と関係法令等の遵守の徹底が図られます。

輸送の安全の確保に係るPDCAサイクル



(3) 運輸事業者においては、改正事業法及び同施行規則に従い、以下の事項を含む安全管理規程を作成しなければなりません。

具体的な内容は「Ⅳ 安全管理規程に係るガイドライン」などを参照願います。

1) 輸送の安全を確保するための**事業の運営の方針**に関する事項

基本的な方針／関係法令等の遵守／取組み

2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の**体制**に関する事項

組織体制／経営の責任者の責務／安全統括管理者の権限及び責務

3) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の**方法**に関する事項

情報の伝達及び共有／事故等の防止対策の検討及び実施／

事故・災害等が発生した場合の対応／内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認／

教育及び研修／文書の整備及び管理／事業の実施及びその管理の改善

4) 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

(4) (3)の記載事項のほか、海事部門については、既存の運航管理規程の記載事項を、鉄道については新たに運転等に関する事項を安全管理規程の内容として記載することとなります。なお、航空の運航・整備規程(設定・認可)、自動車の運行管理規程(設定)の取り扱いについては従前と変更はありません。

(5) 安全管理規程を作成又は変更しようとする際は、所轄の地方運輸局等に届出なければなりません。(航空運送事業者の場合は、本省又は地方航空局になります。)

2 安全統括管理者の選任及び届出の義務付け

(1) 「安全統括管理者」とは、安全管理規程に記載された安全管理体制を統括管理する者です。具体的には、以下のような業務を行うこととなります。

1) 安全管理体制に必要な**手順及び方法の確立、実施、維持**

2) 安全管理体制に係る施策等の実施状況及び改善の必要性の有無等の**経営トップへの報告**

3) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則の**事業者内部への徹底**

(2) 安全統括管理者は、各事業法令に従い、取締役クラス以上で、一定の業務経験(3年以上。鉄道については10年以上。)を有する者を選任しなければなりません。

(義務付け対象事業者については3参照。)

(3) 安全統括管理者を選任し、又は解任した場合は、所轄の地方運輸局等に届出なければなりません。

(航空運送事業者の場合は、本省又は地方航空局になります。)

3 安全管理規程の作成・届出等義務付け対象事業者

法律名	安全管理規程の作成・届出等義務付け対象事業者
鉄道事業法	許可を受けた鉄道事業者及び索道事業者すべて
軌道法	特許を受けた軌道経営者すべて
航空法	許可を受けた本邦航空運送事業者のうち、運航する航空機の客席数が30席以上又は最大離陸重量15,000キログラム以上である事業者
道路運送法	許可を受けた旅客自動車運送事業者のうち、200両以上の事業用自動車を保有するバス事業者及び300両以上の事業用自動車を保有するハイヤー・タクシー事業者
貨物自動車運送事業法	許可を受けた貨物自動車運送事業者のうち、300両以上の事業用自動車(被けん引自動車を除く。)を保有する事業者
海上運送法	許可を受け又は届出を行った事業者すべて
内航海運業法	登録を受けた内航海運業者すべて(船舶の貸渡しをする事業のみ行うものを除く。)

4 その他の改正概要(各改正事業法に共通する事項に限る。)

- (1) 法目的に「輸送の安全の確保」が追加されました。
- (2) 「事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」旨の規定が追加され、輸送の安全性向上に向けた取組みが義務付けられました。
- (3) 国土交通大臣は、毎年度、輸送の安全にかかわる情報を整理し、公表することとなりました。
- (4) 各運輸事業者は、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した安全報告書等を作成し、これを公表しなければなりません。

5 新制度の開始日

安全管理規程の作成・届出及び安全統括管理者の選任・届出等の新制度については、平成18年10月1日からスタートします。

なお、同年9月以前から事業を行っている航空運送事業者以外の事業者については、同年10月1日から3ヶ月以内に所轄の地方運輸局等に届出を行う必要があります。

Ⅲ 安全管理規程に係る国の取組み ~運輸安全マネジメント評価の実施等~

国土交通省では、当面は、新たに導入される安全管理規程に係る制度の周知、啓発等に努めることとしています。

また、適宜、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に記載された安全管理体制に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理体制の更なる改善等に向けた助言等を行うため、職員が運輸事業者に立入り、チェックを行うこととしています。(運輸安全マネジメント評価)

この立入検査等については、主に大規模事業者については本省大臣官房運輸安全監理官室が、その他の事業者については監査の一環として地方運輸局等が実施することとなります。(安全マネジメント評価は、「Ⅳ. 安全管理規程に係るガイドライン」に係る「安全マネジメント態勢」がその対象となります。)

IV 参考

1 安全管理規程に係るガイドライン

「安全管理規程に係るガイドライン」は、安全マネジメント態勢構築に際し、各事業法の規定に基づき事業者が作成する安全管理規程に記載する項目と、その考え方を示すものであり、本ガイドラインを基に、各項目における具体的な取組みの深度等、各交通モードの業態に応じ、各改正事業法の関係省令等が制定されています。

本ガイドラインは、関係有識者、各運輸事業者代表等で構成される「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」において検討を行い、平成18年4月に策定されたもので、その概要は以下のとおりです。

	項目	内容	
経営トップのリーダーシップ	(1) 経営トップのコミットメント	輸送の安全の確保のため、経営トップは次に掲げる事項につき、コミットする。 ①関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。 ②安全方針を設定する。 ③安全重点施策を策定することを確実にする。 ④重大な事故等への対応を実施することを確実にする。 ⑤安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するとともに、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等が使用できることを確実にする。 ⑥安全マネジメント態勢の見直しをする。	
	(2) 経営トップの責務	経営トップは、この表の項目に掲げる内容が実施されることを確実にする。	
方針	(3) 安全方針	1)安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を示す安全方針を設定し、事業者内部へ周知する。 2)安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し、実施する。	
	(4) 安全統括管理者	1)関係法令に従い、安全統括管理者を選任する。 2)安全統括管理者には、安全マネジメント態勢の確立、実施及び維持の観点から、次に掲げる責任・権限を与える。 ①安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持する。 ②経営トップへ安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無について報告する。 ③関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。	
実行D	(5) 要員の責任・権限	安全マネジメント態勢を適切に確立し、実施し、維持するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部へ周知する。	
	(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保	1)関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。 2)輸送の安全に係る確かな情報伝達及びコミュニケーションを実現する。 ①経営管理部門(経営トップを含む。)と現業実施部門との双方向コミュニケーションを確保する。 ②輸送の安全に関する情報を事業者内部で共有する。 3)関係法令等に従い、輸送の安全に関する取組みに関する情報等を外部に対し公表する。	
	(7) 事故等に関する情報の報告等	輸送の安全の確保のため、事故等に関する情報(不具合情報、リスク情報等を含む。)を明確にし、それらを経営トップまで適時適切に報告し、適切な措置を講じる。	
	(8) 重大な事故等への対応	重大な事故等に備え、必要に応じて(5)で定めた責任・権限を超えて、適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるように、その責任者を定め、責任・権限を明らかにし、事業者内部へ周知する。	
	(9) 関係法令等の遵守の確保	関係法令等(輸送に従事する要員、輸送施設、事故対応等に関するものを含む。)の規定を遵守する。	
	(10) 安全マネジメント態勢を維持するために必要な教育・訓練等	安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために必要な教育・訓練を実施し、また、必要な情報等を確保する。	
	点検C	(11) 内部監査	安全マネジメント態勢が、適切に確立され、実施され、維持され、機能していることを確認するため、適切な間隔で、内部監査を実施する。
		改善A	(12) 見直しと継続的改善
	文書管理		(13) 文書の作成及び管理
		(14) 記録の作成及び維持	次に掲げる記録を作成し、適切に維持する。この場合において、既存の記録をできる限り活用するとともに、過剰に記録を作成しないよう留意する。 ①安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、基本となる記録 ②関係法令等により作成を義務付けられている記録 ③その他安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、事業者が必要と判断した記録

※「**運輸安全マネジメント態勢**」とは、経営管理部門により、事業者内部で行われる安全管理が、上記表中14項目に係る手順及び方法に沿って適切に確立され、実施され、維持される状態をいいます。

2 各改正事業法の関係条項

法律名	輸送の安全の確保努力規定	安全管理規程届出	安全統括管理者選任・届出	安全報告書公表
鉄道事業法	法第18条の2	法第18条の3第1項	法第18条の3第4項・第5項	法第19条の4
	法第38条（索道事業者への準用規程）			
軌道法	法第26条（鉄道事業法の準用規定）			
航空法	法第103条	法第103条の2第1項	法第103条の2第4項・5項	法第111条の6
道路運送法	法第22条	法第22条の2	法第22条の2第4項・5項	法第29条の3
貨物自動車運送事業法	法第15条	法第16条第1項	法第16条第4項・5項	法第24条の3
海上運送法	法第10条の2	法第10条の3第1項	法第10条の3第4項・5項	法第19条の2の3
内航海運業法	法第8条の2	法第9条第1項	法第9条第4項・5項	法第25条の3

◇ お問い合わせ先 ◇

お問い合わせ事項	お問い合わせ先	連絡先
運輸安全マネジメント評価全般に関する事	国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官	TEL：03(5253)8797 FAX：03(5253)1531 メールアドレス MST_UAK@mlit.go.jp

その他、詳細については次表を参照に各事業法の所管部局にお尋ね下さい。

お問い合わせ事項	お問い合わせ先	連絡先
鉄道事業法・軌道法に関する事	国土交通省 鉄道局 安全監理官	TEL：03(5253)8548 FAX：03(5253)1634 メールアドレス RWB_AKN@mlit.go.jp
航空法に関する事	国土交通省 航空局 技術部 運航課 航空安全推進室	TEL：03(5253)8732 FAX：03(5253)1661 メールアドレス： CAB_GIJ_UNK@mlit.go.jp
道路運送法・貨物自動車運送事業法に関する事	国土交通省自動車交通局 旅客課(バス、タクシー) 貨物課(トラック)	旅客課 TEL：03(5253)8572 FAX：03(5253)1636 メールアドレス ryokaku@mlit.go.jp 貨物課 TEL：03(5253)8576 FAX：03(5253)1637 メールアドレス TPB_KMT@mlit.go.jp
海上運送法・内航海運業法に関する事	安全管理規程への記載事項等、安全管理規程に関する一般的な事項については、所轄の運輸局、運輸支局または海事事務所の運航労務監理官にお尋ね下さい。	

運輸安全マネジメント評価に関する以下の情報は、下記アドレスにてご覧いただけます。

○国土交通省ホームページ(安全運輸)：<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html>

1) 関係法令・通達等

2) 委員会等

・運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会 等

「北陸信越運輸局運輸安全マネジメント推進本部」について

北陸信越運輸局では、運輸安全マネジメント制度を運輸事業者に対し、積極的に周知・啓発を進め、公共交通の輸送の安全確保に向けた事業者の取組を推進することを目的として、平成18年9月1日に局内に

「北陸信越運輸局運輸安全マネジメント推進本部」
を設置いたしました。

推進本部の概要は次のとおりです。

本部の構成員

本部長 局長

副本部長 次長

本部員 総務部長、企画観光部長、交通環境部長、鐵道部長、自動車交通部長、自動車技術安全部長、海事部長、安全防災・危機管理調整官、安全指導課長、索道課長、旅客課長、貨物課長、首席自動車監査官、保安・環境調整官、主席運輸労務監理官、次席運輸労務監理官

各部に対応窓口を設置

総合窓口・鐵道部窓口・自動車交通部窓口・海事部窓口

運輸安全マネジメントに関するお問い合わせはこちらへ

問い合わせ事項	問い合わせ先	連絡先電話番号
制度全般	総務部安全防災危機管理調整官	025(244)6111
鐵道・軌道事業	鐵道部安全指導課	025(244)6117
索道事業	鐵道部索道課	025(244)6117
旅客自動車運送事業	自動車交通部旅客課	025(244)7579
貨物自動車運送事業	自動車交通部貨物課	025(244)7579
旅客航路・内航海運事業	海事部運輸労務監理官	025(244)6158

旅客・貨物自動車運送事業は下記でも問い合わせに応じております

支 局 名	電 話 番 号
新 潟 運 輸 支 局	025(285)3124
長 野 運 輸 支 局	026(243)4603
富 山 運 輸 支 局	076(423)0893
石 川 運 輸 支 局	076(291)7853